

地方税法が改正

地方税法が改正されたことにより、六十三年度の市県民税の税率及び控除額等は次のとおりとなります。

階となり。また、県民税も二%と四%の二段階であったものから、二%、三%、四%の三段階となります。

基礎控除などの引き上げ

	現行	改正
基礎控除	26万円	28万円
配偶者控除	26万円	28万円
うち	老人控除対象配偶者	27万円
	同居特別障害者	34万円
扶養控除	26万円	28万円
うち	老人扶養親族	27万円
	同居特別障害者	34万円
	同居老親等	31万円

税率の改正

市民税の税率が現在二・五%から十四%の十三段階となっているものが三%から十二%までの七段階

配偶者特別控除

配偶者に所得がない場合
合計所得金額が八百万円以下の方で、配偶者に所得がない場合は十四万円が控除されます。
配偶者に所得がある場合
控除対象配偶者の場合は……

14万円(控除対象配偶者の所得金額×14/33)
控除対象配偶者以外の配偶者の場合は……

白色事業専従者の控除額

配偶者にかかる白色事業専従者控除の限度額が現行四十五万円から六十万円へ引き上げられます。

土地税制の見直し

個人が昭和六十二年十月一日から六十五年三月三十一日までの間に行う土地などの譲渡については、所有期間が五年を超える場合には長期譲渡所得として課税の特例の適用を受けることとなります。なお、建物などの譲渡については従来どおりです。

また、個人、法人が昭

年金課税の改正

(六十四年度から)

従来給与所得とされていた年金や恩給、その他給与とみなされていた老齢年金、退職年金などの公的年金などについては雑所得として課税され、これに伴い、老年者年金特別控除額、給与所得額にかえて公的年金等控除額を控除することによって雑所得の金額を計算することとなります。公的年金等控除額は次により計等します。

	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳以上	240万円以下の場合	120万円
	240万円超440万円以下の場合	60万円+(収入金額×25%)
	440万円超800万円以下の場合	104万円+(収入金額×15%)
65歳未満	800万円超の場合	184万円+(収入金額×5%)
	120万円以下の場合	60万円
	120万円超400万円以下の場合	30万円+(収入金額×25%)
	400万円超760万円以下の場合	70万円+(収入金額×15%)
	760万円超の場合	146万円+(収入金額×5%)

※市県民税のことについては、市税務課民税保険係(内線230・231)へお尋ねください。

市長の対話ノート

一年夜話



No.166

三百六十五夜、夜話は昼の話とは違って無責任さも少し加わった甘味があるものです。
昔のように赤提灯と言われないまでもストレス解消法として話に花が咲きます。アルコールが入ればなおさらでしょう。

夜話はさまざまあったでしょうが、何と言ってもその話題の中心は「不況克服であつた」と思います。酒の肴にはあまり向かない話で、湿っぽくなりがちですがそこはよくしたものです。不況の責任を誰かに転嫁すればよいことですし、転嫁した相手を変えていけば済むことになるからです。

相手を変えて、請負わせ、自分は外からじっと見ていて、良くて当たり前。悪い結果は批判すればよいのです。目覚めて現実を直視すれば、そんなものではないとは知りながらも、それで話はずみ、ストレスの解消になるとすれば罪のないことでしょう。

なんだかんだ言いながら一年も過ぎました。不況克服は誰かに任せ、頼めば何とかなるものではないことを肌身で知った一年でありました。この知ったことこそ先々、血となり肉となるものと信じます。

今、年の瀬を迎え、新しい年の出発のための正しい、率直な反省、しめくりをしましょう。どうぞ良い年でありますようお祈りします。

中山健治郎



農業所得があり 所得税確定申告の 必要な方へ

昭和63年度の市県民税申告相談は、来年2月4日から行う予定となっています。

なお、農業所得があり所得税の確定申告をしなければならない方(1月中旬に税務署から確定申告書が送付された方)の申告相談は、税務署と市の共同で次のとおり行います。

とき・63年2月4日(木)~17日(水)

ところ・市役所第4会議室

※申告日程については、広報1月16日号でお知らせします。

なお、上記以外の方の申告相談は、2月18日から各地域ごとに分けて行いますが、税務署から所得税の確定申告書が送付された方は税務署へ申告してください。(税務署へ申告した場合は、市県民税の申告は必要ありません)